

改正

平成21年 3 月30日告示第37号

平成26年 7 月29日告示第124号

平成31年 3 月25日告示第44号

二本松市ウェブサイトの広告掲載に関する基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、二本松市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成17年二本松市告示第 8 号。以下「要綱」という。)に基づき、市が作成する二本松市ウェブサイトの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第 2 条 要綱第 5 条の規定による市長が定める広告の掲載位置は、原則として二本松市ウェブサイトのトップページとし、市が指定した位置とする。

(掲載規格)

第 3 条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は、1 枠につき縦50ピクセル・横120ピクセルとし、4キロバイト以内のG I F形式(透過G I F形式を除く。)又はJ P E G形式とする。

(掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、1 箇月単位とし、1 回の申込みにつき最長12箇月とする。ただし、要綱第 6 条の規定による市長が別に定める広告掲載料を納付する年度を超えては掲載しない。

(掲載募集枠等)

第 5 条 募集は、6 枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、募集枠を増やすことができる。

2 同一の広告掲載希望者が申し込むことができる広告は、1 箇月につき 1 ドメイン 1 枠を限度とする。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、1 枠につき月額10,180円とする。

(広告掲載料の還付)

第 7 条 要綱第13条に定める還付金の金額は、日割計算により算出し、1 円未満を切り捨てた額によるものとする。ただし、広告掲載ができなかった期間が連続して24時間に満たないときは、日数に算入しない。

(広告内容、デザイン等の協議)

第8条 広告の内容、デザイン、リンク先の内容等については、市の信頼性等を損なうことのないよう市と事前に協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第9条 市長は、広告を掲載した後において、広告の内容、デザイン、リンク先の内容等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断し、若しくは要綱及びこの基準に抵触していると判断したときは、広告主の了解を得ることなく、当該広告を削除することができる。この場合において、広告掲載料は、還付しない。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第37号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月29日告示第124号)

この基準は、平成26年7月29日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日告示第44号抄)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(二本松市ウェブサイトの広告掲載に関する基準の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の二本松市ウェブサイトの広告掲載に関する基準の規定は、施行日以後の広告の掲載に係る広告掲載料の額について適用し、同日前の広告の掲載に係る広告掲載料の額については、なお従前の例による。